

114 スマートネクスト カードローン・ローン規定

1. (取引方法等)

- (1) 114 スマートネクストカードローン取引（以下「この取引」という）は借主からの申込を当行が承諾したときに成立します。
- (2) この取引は当行本支店のうちいずれか1カ店でのみ開設することができます。この場合、この取引に使用するための114 スマートネクストローンカード（以下「このカード」という）を発行します。
- (3) この取引はこのカードの使用による普通預金利用の当座貸越取引とし、この取引専用の口座（以下「専用口座」という）を開設するものとします。なお、専用口座の通帳は発行せず、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- (4) この取引の当座貸越は、別に定める場合を除き、114 スマートネクストカードローン・カード規定に定める方法により、このカードが使用されたときおよび、当行が認めた場合に限り、借主が、当行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座に当座貸越の代わり金を入金するように当行に依頼し、当行が指定口座に対して当座貸越代わり金を入金する方法で行うものとします。
- (5) この取引による貸越金の残高がある場合には、専用口座に受入れまたは振込まれた資金は、これを定例返済金および任意返済金とみなし、貸越金残高に達するまで返済に充当します。
- (6) この取引は、8. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、8. (4) 各号の1にでも該当する場合には、当行はこの取引の開設をお断りするものとします。

2. (取引期間)

- (1) この取引による当座貸越の有効期間は、この約定締結の日から5年間とします。ただし、期間満了の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、借主が満70歳の誕生日以降は、期間延長をしないものとします。
- (2) 当行が(1)の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行からの請求がなくても直ちに報告してください。
- (3) 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - ①期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は受けられません。
 - ②貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - ③期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - ④解約となった後に、このカードは当行に返却してください。

3. (利用限度額)

- (1) この取引の貸越極度額は、当行および保証会社が決定し、借主に通知します。
- (2) 当行および保証会社は、借主の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができるものとします。
- (3) 借主に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当行および保証会社は利用限度額を減額（利用限度額を0にすることを含む）することができるものとします。
 - ①この取引規定に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - ②借主の信用状況に関する当行および保証会社の審査により相当と認めたとき。

- (4) 借主の信用状況に関する当行および保証会社の審査により、相当と認めた場合、当行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額します。
- (5) この取引にかかる利用限度額変更に関しては、当行から書面等による通知はしないものとします。借主は現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む）を使用して、利用限度額を確認するものとします。
- (6) この取引にかかる貸越極度額を変更する場合は、当行から通知するものとします。

4. (貸越金利息等)

- (1) この取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月26日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「約定日」という）に前月約定日から当月約定日の前日までの利息を当行所定の利率および方法により計算のうえ、貸越元金に組み入れるものとします。
- (2) この取引における貸越金利息には、当行が保証会社に対して負担する保証料を含むものとします。
- (3) 当行に対する債務を履行されなかった場合の損害金の割合は、年20.0%（年365日の日割計算）とします。
- (4) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は利率および損害金の割合を一般に行われる程度のもにに変更することができるものとします。この変更の内容は、当行の本支店等に掲示するものとします。

5. (定例返済)

- (1) この取引にもとづく毎月の返済金は、約定日に、毎月20日（銀行休業日の場合は翌営業日、以下「基準日」という）の当座貸越残高に応じて次のとおり返済を行うものとします。

基準日現在の当座貸越残高	毎月の定例返済額
1万円未満	基準日現在の当座貸越残高
1万円以上30万円以下	10,000円
30万円超100万円以下	20,000円
100万円超200万円以下	30,000円
200万円超	40,000円

ただし、遅延している定例返済がある場合、基準日の翌日から約定日の間の返済により当座貸越残高が当月の定例返済額を下回るときは、約定日の当座貸越残高を返済額とします。

- (2) (1) による定例返済は、現金自動預入払出兼用機等を使用し、専用口座に直接入金もしくは振込によるものとします。
- (3) 前項による返済金は、まず4.(1)により計算された貸越金利息に充当し、残金を元本に充当します。
- (4) 前回約定日の翌日から今回約定日までの入金累計額を定例返済額に充当するものとし、入金累計額が定例返済額に満たない場合は延滞とします。
- (5) 遅延している定例返済額がある場合に、専用口座に入金もしくは振り込まれた返済金は、遅延している定例返済額の返済から充当するものとします。
- (6) 入金累計額が定例返済額を超えた場合、超過金額は任意返済とし、翌月への持ち越しはしないものとします。

6. (任意返済)

- (1) 5.(1)による定例返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。

ただし、返済金額が定例返済額の金額に達するまでは、定例返済に充当されるものとし、定例返済額を超えて返済された場合に任意返済とみなします。

(2) (1) の任意返済は現金自動預入払出兼用機により直接専用口座へ入金する方法または直接専用口座へ振込により行うものとします。

この場合、入金または振込金額は当座貸越残高に999円を加えた金額を限度とします。

ただし、これを超える貸越元利金の返済は当店窓口にて受入れします。

(3) (2) の限度を超える金額が振込まれた場合は、貸越元金を返済後、貸越利息に充当します。その後の残金について、借主から特段指示がない場合は、普通預金として預入されたものとします。

ただし、この残金が999円を超える場合は当店または当行本支店にて返却しますので、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。

なお、ご返却のお知らせは、届出の氏名、住所にあてて発送します。

(4) 定例返済が遅延している専用口座への入金または振込みがあった場合は、遅延している定例返済から充当するものとします。

7. (即時支払)

(1) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知、催告がなくても貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払ってください。

① 5. の返済を遅延し、書面等により督促しても翌月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。

②保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。

③支払の停止または破産、民事再生手続開始の申出があったとき。

④手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

⑤預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

⑥行方不明となり、当行から宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

(2) 次の場合には、当行からの請求がありしだい、貸越元利金は全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払ってください。

①当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。

②当行との取引約定の一つにでも違反したとき。

③前各号のほか信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

(3) 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到着しなかった場合は、通常到着すべきときに期限の利益が失われたものとします。

8. (当座貸越の中止等)

(1) 当行は 7. に定める各事由に該当するときは、いつでも当座貸越取引を中止、またはこの取引を解約することができるものとします。

(2) 借主がこの規定に違反した場合、またはその他当行が相当と認める事由がある場合、当行は当座貸越を停止することができるものとします。

(3) この取引が終了、もしくは当座貸越取引が中止または解約された場合には、直ちに当座貸越元利金の全額を支払うものとします。

(4) 前(1)～(3)のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である

場合には、当行はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①借主が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②借主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

9. (契約の終了)

- (1) 本規定に基づく契約は、取引期間の満了により終了します。
- (2) 本規定に基づく債務を完済した場合、借主は、契約期間中であっても当行窓口で当該貸越取引の専用口座を解約することで契約を終了させることができます。
- (3) 借主が 7. の規定によりこの規定にもとづく一切の債務について期限の利益を失った場合、契約は当然に終了します。
- (4) 契約が終了した場合、借主は、以後あらたな借入ができません。

10. (銀行からの相殺)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には当行は貸越元利金等と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
- (2) (1) により相殺する場合には、事前の通知および所定の手続を省略し、預金その他諸預り金を払戻し、この取引の債務の返済にあてることができます。
- (3) (1) (2) により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率・料率は当行の定めによるものとします。

11. (借主からの相殺)

- (1) この取引による債務と、支払期にある預金、その他当行に対する債権とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
- (2) (1) により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、

通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出してください。

(3) (1) によって相殺する場合、債権・債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率・料率は、当行の定めによるものとします。

1 2. (債務の返済等にあてる順序)

(1) この取引による債務のほかに当行に対する債務がある場合に、債務の返済、または10.により当行が相殺するとき、当行はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては異議を述べないものとします。

(2) ①この取引による債務のほかに当行に対する債務がある場合に、11.により相殺するときは、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、

ただし、債権保全上支障が生じるおそれがあるとき、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとします。

②前号による指定がないときは、当行がどの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては異議を述べないものとします。

(3) (2) ①ただし書および②によって当行が指定する債務については、その期限が到来したものとみなします。

1 3. (危険負担・免責条項等)

(1) 当行に差入れられた約定書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当行の請求により代り証書等を差し入れてください。

(2) この取引において、貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

1 4. (届出事項の変更)

(1) 印章を紛失したとき、または氏名、印章、職業、電話番号、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行に届け出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出を怠ったために、当行に最後に届出のあった氏名、住所に宛てて当行が通知または送付書類等を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとします。

(3) カードを紛失した場合の借入は、当行所定の手続を行った後に行うものとします。

1 5. (取引規定の変更)

この取引規定の内容を変更する場合（ただし、4. (4) により利率および損害金の割合が変更される場合を除く）、当行は変更内容および変更日を当行の本支店の店頭への表示、またはその他相当の方法で公表することにより、本規定を変更できるものとします。

この場合、変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

1 6. (保証会社の指定)

この取引には当行の指定する保証会社の保証をつけるものとします。

17. (合意管轄)

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

18. (報告および調査)

- (1) 当行が債権保全上必要と認め請求した場合は、信用状況について直ちに報告し、調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) 信用状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行から請求がなくとも、報告するものとします。

19. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により届け出るものとします。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(2)と同様に届け出るものとします。
- (4) (1)～(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
- (5) (1)～(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (個人信用情報センターへの登録)

- (1) この契約にもとづく利用限度額（ただし、貸越残高が利用限度額を上回っている場合には貸越残高を登録するものとします。）、契約日等の取引内容にかかる客観的事実について、取引期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用できるものとします。
- (2) 次の各号の事実が発生したときは、その事実について各号に定める期間、前項と同様に登録し、利用できるものとします。
 - ①この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。
 - ②この契約による債務について保証会社もしくは第三者から当行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により当行が回収したときは、その事実発生の日から5年間。

21. 取引の制限等

- (1) 借主が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、新規貸越を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るものとします。当該借主が当行に届出た在留期間が超過した場合、取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する借主の対応、具体的な取引の内容、借主の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるもの

とします。

- ①不相当に多額または頻繁と認められる現金での借り入れ
 - ②当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、借主から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または借主に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または口座の名義人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - ②この取引が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ③法令で定める本人確認等における確認事項、および第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ④この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行がこの契約の解約が必要と判断した場合
 - ⑤借主が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この口座を利用せず、当行が借主の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑥前各号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

以 上